

答申第119号
令和元年9月2日
(諮問公第137号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成31年2月20日付けで、「帖佐第一地区土地区画整理事業における〇〇氏名義の換地処分」の審査請求で県が裁決した内容で、始良市は弁明書において、故〇〇及び〇〇氏は〇〇氏から生前贈与を受けたので、真の所有者であると弁明している。しかし県は両者は法定相続人の一人であるとしている。県が調査して決定しているなら理解するが、調査はまったくしないで始良市の弁明書で確認したとしている。始良市の弁明書であれば、真の所有者となるのだが？しかし、県は〇〇氏及び〇〇氏は法定相続人の一人であると裁決したのは間違いないと主張する。以上の内容で、県が始良市からの弁明書で県の主張（正当性）が請求人にもわかる（理解出来る）文書の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成31年3月6日付け都計第433号で、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成31年3月25日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

不開示と決定している文書の開示を強く求める（条例第10条には該当しない）というものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 条例第10条に該当するため非開示としているが、本件氏名（身内）を特定して開示請求したのは、文書の特定を容易にするためである。

イ 条例第10条は、犯罪者情報等、検索的開示請求を拒否する時に該当する条例で、本件の開示請求には該当しない。

ウ 公文書は原則公開が基本であり、条例第10条適用により、原則が妨げることがないようすべきである。

エ 本件請求文書は、平成28年2月2日付けの換地処分における審査請求の過程で、本来請求人にも送付されるべき文書であるが、送付されていない。請求人には文書が存在しないのか、文書の特定を間違っているのか、確認ができない。

オ 本件請求文書は、条例第7条（1）イにいう、人の財産を保護する文書である。換地処分の不利益を解消するためには、重要な文書であるので、強く開示を求める。

カ 今回の情報公開における県の対応は、「都計第50号（平成29年5月16日）」の判決に係る誤りが、本件請求文書開示により露見する事を恐れるため条例第10条を適用している。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨（不開示決定の理由）は、次のとおりである。

- (1) 本件公文書開示請求は、特定の個人名を挙げた上で、特定の処分に係る審査請求があったことを前提としたものであり、公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第1号の規定により不開示とされている特定の個人を識別することができる個人に関する情報を開示することになることから、条例第10条の規定に基づき、対象公文書の存否を明らかにしないで不開示としたものである。
- (2) 本件開示請求に係る公文書の存否を答えることにより、法令等の規定や慣行により公にされていない個人に関する情報である、帖佐第一地区土地区画整理事業における特定の個人名義の土地についての換地処分に係る審査請求の有無が開示されることとなる。
- (3) 特定の個人に係る土地の相続関係の情報は、法令等の規定や慣行により公にされていない個人に関する情報であることから、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることで、一般に公表されていない特定の個人を識別することになる。
- (4) 本件において、公文書の存否を答えることにより明らかになるのは、帖佐第一地区土地区画整理事業における特定の個人名義の土地についての換地処分に係る審査請求の有無及び特定の個人の土地の相続に関する情報であり、これらを開示することにより害されるおそれのある、当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、財産等に係る権利利益を保護すべき必要性の方が上回るような事情は確認できないため、条例第7条第1号ただし書イに該当しない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成31年4月22日	諮問公第137号に係る諮問を受けた。
令和元年5月23日	実施機関から弁明書及び反論書の写しを受理した。
6月26日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
7月23日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
8月28日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 条例第7条第1号(個人に関する情報)該当性について

(ア) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第1号該当性について

本件開示請求は、開示請求の内容に特定個人の氏名が記載されており、個人を特定した上でなされている。特定個人名義の換地処分の審査請求及び特定個人の相続に関する文書は、公にすることによって、個人の特定に繋がることから、条例第7条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当すると認められる。

(ウ) 本号ただし書該当性について

まず、特定の個人に係る土地の相続関係の情報は、法令等の規定や慣行により公にされていない個人に関する情報であることから、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることで、一般に公表されていない特定の個人を識別することになるため、本号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは認められない。

次に、同号ただし書イに該当するかどうかの判断にあたっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が上回る場合には開示されるものであり、この比較衡量に当たっては、個別の事案に応じた慎重な検討が必要であるとされている。

本件において、公文書の存否を答えることにより明らかになるのは、帖佐第一地区土地区画整理事業における特定の個人名義の土地についての換地処分に係る審査請求の有無及び特定の個人の土地の相続に関する情報であり、これらを開示することにより害されるおそれのある、当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、財産等に係る権利利益を保護すべき必要性の方が上回るような事情は確認できない。

なお、本件においては、審査請求人は、「本件請求文書は、条例第7条（1）イ、人の財産を保護する文書である。換地処分の不利益を解消するためには、重要な文書であるので、強く開示を求める。」と主張しているが、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が上回るか等について具体的に示されていない。

よって、同号ただし書イに該当しない。

その他、同号ただし書ウに該当するとすべき事情も見当たらない。

したがって、本件不開示情報を条例第7条第1号に該当するものとした実施機関の判断は妥当である。

イ 公文書の存否を明らかにしないで不開示とするものの妥当性について

（ア） 条例第10条

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

本条にいう「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

（イ） 処分の妥当性

本件請求内容は、特定の個人名を挙げた上で、相続関係及び特定の処分に係る審査請求があったことを前提としている。そのため、公文書の存否を答えることにより条例第7条第1号の規定により不開示とされている特定の個人を識別することが

できる個人に関する情報、つまり、特定の個人の相続の有無及び特定の個人に関する特定の処分に対する審査請求の有無についての情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって「1 審査会の結論」のとおり判断する。